

国出先機関の移管に関する要望

分権型社会の実現のため、国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲が肝要であり、その一環として国と地方の二重行政の解消に向け、去る平成22年12月28日に「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定がなされたところである。

このアクションプランによると平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て平成26年度中の事務・権限の移譲を目指すことになっている。

また、同アクションプランに基づき関西広域連合が当面近畿地方整備局他2機関の移管を求めているところである。

しかしながら、移管に伴い移譲される権限とその財源保障等が明確にされていない段階で、移管出先機関の議論だけが先行していることに違和感があり、また、ブロック単位の移譲としても、その担い手となる機関内での事業配分等の意思決定過程の公平性の担保等について、アクションプランに明記されている関係市町村の意見聴取もないままでの法案の提出は時期尚早であると言わざるを得ない。

特に、全国水準に比べて著しく立ち遅れている高速道路を含む道路整備や台風・地震等の広域的な自然災害発生時の対応等について、本県町村は大きな危惧を持っている。

よって、出先機関の移管については、都道府県のみならず市町村長の意見も十分聴取のうえ、地域住民の安全・安心のための最善の姿を国と地方で十分協議されたい。

平成24年3月

和歌山県町村会

会長 中山正隆

